

北海道国土利用計画審議会条例施行規則

(昭和51年12月6日規則第95号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道国土利用計画審議会条例（昭和49年北海道条例第47号）第8条の規定に基づき、北海道国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別委員会)

第2条 特別委員会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 特別委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(委員長)

第3条 特別委員会に委員長を置く。

2 委員長は、当該特別委員会の委員が互選する。

3 委員長は、特別委員会を代表し、特別委員会の議事その他の事務を処理する。

4 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(特別委員会の会議)

第4条 特別委員会の会議は、委員長が招集する。

(会長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日規則第16号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。